

広島経済大学の学内LANに関する内規

(趣旨)

第1条 広島経済大学(以下「本学」という。)の学内LAN(以下「LAN」という。)を円滑に運用するために、この内規を定める。

(ユーザー)

第2条 LANのユーザーとして登録され、LANのサービスの提供を受ける者は、次の者とする。

- (1) 広島経済大学の学生
- (2) 広島経済大学の教職員
- (3) 学長が特に認めた者

(資格の喪失)

第3条 本学での教職員及び学生等の身分を失ったとき、又は利用期間を超えたときには、LANのユーザー資格を喪失する。

(LANの目的)

第4条 LANは、ユーザーによる学術研究・教育活動の支援を主たる目的とする。

(LANのサービス)

第5条 LANのユーザーに提供される基本的サービスは次のとおりである。

- (1) グループウェア
- (2) インターネット接続
- (3) World Wide Web (ホームページ)
- (4) SSH
- (5) FTP
- (6) POP3
- (7) SMTP-AUTH

第6条 ユーザーが、次のサービスを受けようとするときは、所定の申請書に必要事項を記入の上、情報センターに申し出なければならない。

- (1) ゼミによるLAN利用
- (2) サークルによるLAN利用
- (3) ワークグループによるLAN利用
- (4) 研究室にある学内LAN接続パソコン以外の機器のLANへの接続

第7条 教員の利用に関しては、原則として24時間可能とする。学部学生及び大学院生の利用時間に関しては、別に定める。

2 LANの保守及び障害時の復旧のため並びに情報センター部長が必要と認めた場合には、ネットワークの運用を一時停止することができる。

(利用責任と遵守事項)

第8条 本学LAN利用上の情報倫理に関しては、別に定める。

- 2 本学のLANのユーザーは、その利用行為に関する全責任を負わなければならない。
- 3 本学のLANのユーザーは、その利用に当たっては「広島経済大学・学内LAN利用上の情報倫理に関するガイドライン」を遵守しなければならない。

(調査)

第9条 情報センター部長は、前条に定める事項に背く行為が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、これを調査することができる。

(免責)

第10条 情報センターは、LANによるサービスの提供若しくは中断又は提供された情報に関連して生じた損害に対し、責任を負わないものとする。

附 則

この内規は、平成8年10月10日から施行する。

附 則

この内規は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成11年11月14日から施行する。

附 則

この内規は、平成14年11月14日から施行する。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年7月1日から施行する。